

地域限定旅行業務取扱管理者試験問題

2科目

次の注意事項に従って解答してください。(全17ページ)

なお、本試験問題は、**令和7年6月1日現在**を基準としています。

〔注意事項〕

1. 答は、別の解答用紙（マークシート）に記入してください。
2. マークは濃度HBまたはBの鉛筆（シャープペンシルを含む。）を使用し、濃くきれいに塗りつぶしてください。
3. 印刷が不鮮明なものや頁の欠落がありましたら取り替えますので、着席したまま手を挙げてください。
4. 試験終了後、この問題冊子は持ち帰ることができます。
5. **解答用紙（マークシート）は、必ず提出してください。**白紙答案等の場合であっても、持ち帰ることはできません。
6. 解答用紙（マークシート）の記入にあたっては、次の例に従ってください。指示に従わない場合は、採点されません。

試験地、受験番号、氏名欄の記入例及び解答欄の記入例

〔記入例〕 試験地 東京都 受験番号 A0539番 観光 三郎の場合

令和7年度 地域限定旅行業務取扱管理者試験 解答用紙

試験地	受験番号	フリガナ	カンコウ サブロウ		
東京都 ●	A 0 5 3 9	氏名	観光 三郎		
大阪府 ○	● ● ○ ○ ○	【注意事項】			
	① ① ① ①	1. 「試験地」欄は該当箇所をマークしてください。			
	② ② ② ②	2. 「受験番号」欄は受験番号の記入及びマークをしてください。			
	③ ③ ● ③	3. マークは濃度HBまたはBの鉛筆（シャープペンシルを含む）を使用し、濃くきれいに塗りつぶしてください。			
	④ ④ ④ ④	4. この解答用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。			
	⑤ ● ⑤ ⑤	5. 解答用紙は必ず提出してください。持ち帰ることはできません。			
	⑥ ⑥ ⑥ ⑥	マーク	良い例	悪い例	
	⑦ ⑦ ⑦ ⑦		●	○ ○ ●	
	⑧ ⑧ ⑧ ⑧				
	⑨ ⑨ ⑨ ●				

指示があるまで開いてはいけません
問題の内容に関する質問にはお答えできません。

【配 点】

1 旅行業法及びこれに基づく命令

各4点×25問

2 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

各4点×24問

1 旅行業法及びこれに基づく命令

旅行業法及びこれに基づく命令に関する以下の設問について、該当する答を選択肢の中から選びなさい。

(1) 次の記述のうち、法第1条「目的」に定められているものをすべて選びなさい。

- ア. 旅行業等を営む者の業務を通じた訪日外国人旅行の誘致と国際交流の促進
- イ. 旅行業等を営む者の組織する団体の適正な活動の促進
- ウ. 旅行業等を営む者の利便の増進
- エ. 旅行業等を営む者について登録制度の実施

(2) 報酬を得て、次の行為を事業として行う場合、旅行業の登録を要するものをすべて選びなさい。

- ア. 全国通訳案内士が、訪日外国人旅行者からの依頼に基づき、他人が経営する運送機関及び宿泊機関の手配を行う行為
- イ. 予備校が、受験生に対し、受験指導合宿を行うため、他人の経営する宿泊機関や運送機関を自ら手配する行為
- ウ. 宿泊機関が、自ら経営する旅館の宿泊プランと他人の経営する観光バスによる市内観光をセットにして旅行者に販売する行為
- エ. 観光タクシー会社が、自ら所有するタクシーを使い、旅行者のために観光施設の入場と昼食をセットにした日帰り旅行を販売する行為

(3) 旅行業及び旅行業者代理業の登録に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 第2種旅行業の新規登録の申請をしようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に新規登録申請書を提出しなければならない。
- イ. 第3種旅行業の更新登録の申請をしようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に更新登録申請書を提出しなければならない。この場合、有効期間の満了の日の2月前までに提出するものとする。
- ウ. 第1種旅行業の新規登録の申請をしようとする者は、観光庁長官に新規登録申請書を提出しなければならない。
- エ. 旅行業者代理業の更新登録の申請をしようとする者は、有効期間の満了の日の2月前までに主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に更新登録申請書を提出しなければならない。

(4) 登録業務範囲に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい（いずれも旅行業務取扱管理者の選任要件は満たされているものとする。）。

- ア. 第3種旅行業者は、訪日外国人旅行者を対象にした本邦内の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものであって、一の企画旅行ごとに一の拠点区域内において実施されるものに限る。）を実施することができる。
- イ. 第1種旅行業者は、すべての旅行業務を取り扱うことができる。
- ウ. 第2種旅行業者は、本邦外の企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を実施することができない。
- エ. 地域限定旅行業者は、本邦外の旅行に関する相談に応ずることができない。

(5) 次の記述のうち、旅行業又は旅行業者代理業の登録の拒否事由に該当しないものを1つ選びなさい。

- ア. 法人であって、その役員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
- イ. 旅行業者代理業を営もうとする者であって、その代理する旅行業を営む者が2以上あるもの
- ウ. 法人であって、その役員が道路交通法に違反して罰金の刑に処せられ、その執行が終わった日から5年を経過していない者
- エ. 第2種旅行業を営もうとする者であって、その基準資産額が300万円であるもの

(6) 変更登録等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 第1種旅行業者は、業務の範囲を第3種旅行業へ変更しようとするときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。
- イ. 第3種旅行業者は、主たる営業所の所在地を都道府県の区域を異にする所在地に変更しようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。
- ウ. 第2種旅行業者は、業務の範囲を第1種旅行業へ変更しようとするときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。
- エ. 旅行業者代理業者は、業務の範囲を第3種旅行業へ変更しようとするときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に変更登録申請書を提出しなければならない。

(7) 営業保証金に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者が供託すべき営業保証金の額は、当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者及び運送等サービス提供機関との取引の額に応じ、業務の範囲の別ごとに国土交通省令で定めるところにより算定した額である。
- イ. 営業保証金は、国債証券、地方債証券、その他の国土交通省令で定める有価証券をもって、これに充てることができる。
- ウ. 旅行業者代理業者は、所属旅行業者の主たる営業所の最寄りの供託所に営業保証金を供託しなければならない。
- エ. 旅行業者は、営業保証金を供託し、供託物受入れの記載のある供託書を受領したときは、直ちにその事業を開始することができる。

(8) 法第 11 条の 2 「旅行業務取扱管理者の選任」に関する次の記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- ア. 旅行者等は、旅行業務に従事した経験が 1 年未満である者を、旅行業務取扱管理者として選任することができる。
- イ. 旅行者等は、訪日外国人旅行者の本邦内の旅行のみを取り扱う営業所においては、総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者をその営業所の旅行業務取扱管理者として選任しなければならない。
- ウ. 旅行者等は、その営業所の旅行業務取扱管理者として選任した者の全てが欠けるに至ったときは、新たに旅行業務取扱管理者を選任するまでの間は、その営業所において旅行業務に関する契約を締結してはならない。
- エ. 旅行者等は、旅行業務を取り扱う者が 1 人である営業所についても、法第 11 条の 2 第 1 項に規定する旅行業務取扱管理者を選任しなければならない。

(9) 次の記述のうち、旅行業務取扱管理者の職務として定められていないものをすべて選びなさい。

- ア. 法第 7 条の規定による営業保証金の供託に関する事項
- イ. 法第 12 条の 6 の規定による外務員の証明書携帯等に関する事項
- ウ. 旅行に関する苦情の処理に関する事項
- エ. 法第 12 条の 9 の規定による標識の掲示に関する事項

(10) 旅行者から收受する旅行業務の取扱いの料金（企画旅行に係るものを除く。）に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- ア. 旅行者代理業者は、事業の開始前に、旅行業務の取扱いの料金を自ら定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければならない。
- イ. 旅行者は、事業の開始前に、旅行業務の取扱いの料金を定め、これをその営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければならない。
- ウ. 旅行業務の取扱いの料金は、契約の種類及び内容にかかわらず、定額により定められ、旅行者にとって明確なものでなければならない。
- エ. 旅行者は、旅行業務の取扱いの料金を変更したときは、その旨を直ちに登録行政庁に届け出なければならない。

(11) 旅行業約款に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- ア. 旅行者等は、旅行業約款をその営業所において、旅行者に見やすいように掲示し、旅行業務に関し契約を締結しようとするときは、旅行業約款の写しを旅行者に交付しなければならない。
- イ. 委託旅行者と受託旅行者が標準旅行業約款と同一の旅行業約款を定めているときは、当該委託旅行者を代理して企画旅行契約を締結する受託旅行者の営業所には、当該受託旅行者の旅行業約款を備え置くことで足りる。
- ウ. 旅行者は、旅行業約款について国土交通省令・内閣府令で定める軽微な変更をしようとするときは、登録行政庁の認可を受けることを要しない。
- エ. 旅行者代理業者は、自ら旅行業約款を定め、登録行政庁の認可を受けなければならない。

(12) 旅行業者等が旅行業務に関し旅行者と契約を締結しようとするときの取引条件の説明及び取引条件の説明をするときに交付する国土交通省令・内閣府令で定める事項を記載した書面に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、旅行に関する相談に応ずる行為に係る旅行業務について契約を締結する場合にあっては、旅行者が旅行業者に支払うべき対価及びその收受方法について説明しなければならない。
- イ. 旅行業者等は、書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、旅行者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を国土交通省令・内閣府令で定める情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。
- ウ. 旅行業者等は、企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、当該旅行について、旅程管理業務を行う者の同行の有無にかかわらず、旅行地における企画者との連絡方法について、書面に記載しなければならない。
- エ. 旅行業者等は、企画旅行契約を締結しようとする場合にあっては、旅行の目的地を勘案して、旅行者が取得することが望ましい安全及び衛生に関する情報があるときは、その旨及び当該情報を書面に記載しなければならない。

(13) 次の記述のうち、旅行業者等が旅行者と企画旅行契約を締結したときに交付する国土交通省令・内閣府令で定める書面の記載事項として定められているものをすべて選びなさい。

- ア. 契約の変更及び解除に関する事項
- イ. 企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）の参加者数があらかじめ企画者が定める人員数を下回った場合に当該企画旅行を実施しないこととするときは、その旨及び当該人員数
- ウ. 旅行に参加する資格を定める場合にあっては、その旨及び当該資格
- エ. 契約の申込方法及び契約の成立に関する事項

(14) 旅行業務取扱管理者の証明書の提示、外務員の証明書携帯等に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 外務員は、その業務を行うときは、国土交通省令で定める様式による外務員の証明書を提示しなければならない。
- イ. 旅行業者代理業者の外務員の証明書は、必ず当該旅行業者代理業者の所属旅行業者が発行しなければならない。
- ウ. 旅行業務取扱管理者は、旅行業務について旅行者と契約を締結しようとするときは、旅行者に対し、国土交通省令で定める様式による旅行業務取扱管理者の証明書を必ず提示しなければならない。
- エ. 外務員とは、勧誘員、販売員、外交員その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、旅行業者等のために営業所以外の場所で旅行業務について取引を行う使用人のことで、役員は除かれる。

(15) 旅行業者等が、企画旅行に参加する旅行者を募集するための広告に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行者が提供を受けることができる運送等サービスに専ら企画旅行の実施のために提供される運送サービスが含まれる場合にあつては、当該運送サービスの内容を勘案して、広告には、旅行者が取得することが望ましい輸送の安全に関する情報を表示しなければならない。
- イ. 広告には、企画者の氏名又は名称及び住所並びに登録番号を表示しなければならない。
- ウ. 旅行者が旅行業者等に支払うべき対価が当該企画旅行の出発日より異なる場合において、広告にその最低額を表示するときは、併せてその最高額を表示しなければならない。
- エ. 広告には、契約の申込方法及び契約の成立に関する事項を表示しなければならない。

(16) 標識に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者代理業者は、標識に所属旅行業者の登録番号及び登録年月日並びに氏名又は名称を記載しなければならない。
- イ. 旅行業者等以外の者は、国土交通省令で定める様式の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。
- ウ. 旅行業者等は、営業所において、国土交通省令で定める様式の標識を、公衆に見やすいように掲示するか閲覧できるよう備え置かなければならない。
- エ. 旅行業者等は、標識に営業所の名称、住所及び旅行業務取扱管理者の氏名を記載しなければならない。

(17) 企画旅行の円滑な実施のための措置に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、本邦内の旅行であつて、契約の締結の前に旅行者に対し、旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置を講じない旨を説明し、かつ、その旨を表示した書面を交付した場合は、当該措置を講じることを要しない。
- イ. 旅行業者は、旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために、必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する旅行者に対する指示を行わなければならない。
- ウ. 旅行業者は、旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の募集開始前に必要な予約の完了その他の措置を講じなければならない。
- エ. 旅行業者は、旅行者からの依頼により旅行に関する計画を作成し、これにより実施する本邦内の企画旅行においては、旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置を講じることを要しない。

(18) 旅程管理業務を行う者に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 企画旅行に参加する旅行者に同行して、旅程管理業務を行う者として旅行業者によって選任される者が複数の場合は、当該同行する者のすべてが旅程管理業務を行う主任の者の資格要件を満たす者でなければならない。
- イ. 本邦外の企画旅行に参加する旅行者に同行して旅程管理業務を行う主任の者に選任されるために必要な実務の経験には、本邦内の企画旅行に同行して旅程管理業務に従事した経験も含まれる。
- ウ. 国土交通省令で定める旅程管理業務に関する実務の経験は、登録研修機関が実施する旅程管理研修の課程を修了した日の前後1年以内に1回以上又は当該研修の課程を修了した日から3年以内に2回以上の旅程管理業務に従事した経験をいう。
- エ. 旅行業者は、旅行業務又は旅行サービス手配業務に関し不正な行為をした者については、その行為が行われた時期に関わらず、旅程管理業務を行う主任の者として選任することはできない。

(19) 法第13条「禁止行為」及び法第14条「名義利用等の禁止」に関する次の記述のうち、誤っているものをすべて選びなさい。

- ア. 旅行業者等は、旅行者と書面による特約を交わした場合を除き、営業所に掲示した旅行業務の取扱いの料金を超えて料金を収受することはできない。
- イ. 旅行業者等は、その名義を他人に旅行業又は旅行業者代理業のため利用させてはならない。
- ウ. 旅行業者等が、旅行者に対し旅行地において施行されている法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜の供与を行う旨の広告をした場合であっても、実際にあつせん、あるいは便宜を供与しなければ禁止行為に該当しない。
- エ. 旅行業者等又はその代理人、使用人その他の従業者は、旅行者に対し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為をしてはならない。

(20) 受託契約に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、受託契約を締結すれば、旅行業者代理業の登録を受けなくても、委託旅行業者が実施する企画旅行（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）について、当該委託旅行業者を代理して企画旅行契約を締結することができる。
- イ. 地域限定旅行業者は、第1種旅行業者を委託旅行業者として受託契約を締結することができる。
- ウ. 旅行業者代理業者は、所属旅行業者以外の他の旅行業者と自ら受託契約を締結し、当該他の旅行業者を代理して企画旅行契約を販売することはできない。
- エ. 委託旅行業者及び受託旅行業者は、受託契約において、委託旅行業者を代理して企画旅行契約（参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る。）を締結することができる受託旅行業者又はその受託旅行業者代理業者については、主たる営業所のみを定めておくことで足りる。

(21) 旅行業者代理業者に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者代理業者は、旅行業務に関し取引をしようとするときは、所属旅行業者の氏名又は名称及び登録番号並びに旅行業者代理業者である旨を取引の相手方に明示しなければならない。
- イ. 旅行業者代理業者の登録は、所属旅行業者のために旅行業務を取り扱うことを内容とする契約が効力を失ったとき、又は所属旅行業者が旅行業務の登録を抹消されたときは、その効力を失う。
- ウ. 旅行業者代理業者は、所属旅行業者の承諾がある場合に限り、その行う営業が旅行業務であるとの広告をすることができる。
- エ. 所属旅行業者は、旅行業者代理業者への旅行業務の委託につき相当の注意をしていたときは、当該旅行業者代理業者が旅行業務につき旅行者に重大な損害を加えた場合を除き、その損害を賠償する責めに任じない。

(22) 法第19条「登録の取消し等」に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- ア. 登録行政庁は、旅行業者等が法人であって、登録当時、その役員のうち、暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者であったことが判明したときは、当該旅行業者等に対し6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。
- イ. 登録行政庁は、旅行業者が営業保証金の供託を登録行政庁に届け出る前にその事業を開始したことが判明したときは、当該旅行業者に対し6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。
- ウ. 登録行政庁は、旅行業者等が登録を受けてから6月以内に事業を開始せず、又は引き続き6月以上事業を行っていないと認められるときは、当該旅行業者等の登録を取り消すことができる。
- エ. 登録行政庁は、旅行業者が不正の手段により有効期間の更新の登録を受けたときは、当該旅行業者に対し6月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は登録を取り消すことができる。

(23) 旅行サービス手配業に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を他人に委託する場合には、他の旅行サービス手配業者以外の者に委託してはならない。
- イ. 旅行サービス手配業の更新登録の申請をしようとする者は、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、更新登録申請書を提出しなければならない。
- ウ. 旅行サービス手配業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、その取り扱う旅行サービス手配業務に関連して、旅行サービス手配業の信用を失墜させるものとして、旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、法令に違反する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与する行為を行ってはならない。
- エ. 旅行サービス手配業者は、旅行サービス手配業務を取り扱う者が1人である営業所についても旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しなければならないが、当該選任された旅行サービス手配業務取扱管理者は、他の営業所の旅行サービス手配業務取扱管理者を兼任することができる。

(24) 次の記述のうち、旅行業協会が適正かつ確実に実施しなければならない業務として定められていないものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業務及び旅行サービス手配業務に関する取引の公正の確保又は旅行業、旅行業者代理業及び旅行サービス手配業の健全な発達を図るための調査、研究及び広報
- イ. 旅行業務又は旅行サービス手配業務の適切な運営を確保するための旅行業者等又は旅行サービス手配業者に対する監査及び聴聞
- ウ. 旅行業務に関し社員である旅行業者又は当該旅行業者を所属旅行業者とする旅行業者代理業者と取引をした旅行者に対しその取引によって生じた債権に関し弁済をする業務
- エ. 旅行者及び旅行に関するサービスを提供する者からの旅行業者等又は旅行サービス手配業者の取り扱った旅行業務又は旅行サービス手配業務に対する苦情の解決

(25) 旅行業協会が行う苦情の解決に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業協会は、旅行者又は旅行に関するサービスを提供する者から旅行業協会の社員が取り扱った旅行業務に関する苦情について解決の申出があったときは、当該社員に対し、その解決のための方法を明示しなければならない。
- イ. 旅行業協会は、苦情の解決についての申出、当該苦情に係る事情及びその解決の結果が重要なものである場合には、旅行業協会の社員だけでなく社員以外の旅行業者等及び旅行サービス手配業者にも周知させなければならない。
- ウ. 旅行業協会に苦情の解決の申出があった全ての旅行業者等又は旅行サービス手配業者は、旅行業協会から文書若しくは口頭による説明又は資料の提出の求めがあったときは、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- エ. 旅行業協会は、旅行者から申出があった旅行業者等が取り扱った旅行業務に関する苦情の解決について必要があると認めるときは、当該旅行業務を取り扱った旅行業者等に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

2 旅行業約款、運送約款及び宿泊約款

1. 標準旅行業約款に関する以下の設問について、該当する答を選択肢の中から選びなさい。

(1) 募集型企画旅行契約の部「適用範囲」「用語の定義」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で口頭のみにより特約を結んだときは、その特約は約款に優先して適用される。
- イ. 「国内旅行」とは、本邦内のみを旅行をいい、「海外旅行」とは、本邦外の旅行のみをいう。
- ウ. 旅行業者が旅行者との間で締結する契約は、約款の定めるところによるが、約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習による。
- エ. 「通信契約」とは、旅行業者が提携するクレジットカード会社のカード会員である旅行者が、インターネットを使用して旅行契約の申込みを行い、旅行業者の営業所においてクレジットカードを利用して伝票に署名して旅行代金を支払う契約をいう。

(2) 募集型企画旅行契約の部「旅行契約の内容」「手配代行者」「契約の申込み」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする旨の申し出が旅行者から契約の申込時にあったときは、旅行業者は可能な範囲内でこれに応じ、この申出に基づき、旅行業者が旅行者のために講じた特別な措置に要する費用は、旅行者の負担とする。
- イ. 旅行業者は、国内旅行の契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を手配を業として行う者に代行させることはできない。
- ウ. 通信契約の申込みをしようとする旅行者は、申込みをしようとする旅行の名称、旅行開始日、会員番号その他の事項を旅行業者に通知し、旅行業者所定の申込書に記入の上、提出しなければならない。
- エ. 旅行業者は、契約において、旅行者が旅行業者の定める旅行日程に従って、運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配するが、旅程を管理することは引き受けない。

(3) 募集型企画旅行契約の部「電話等による予約」「契約締結の拒否」「契約の成立時期」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 通信契約は、旅行業者が契約の締結を承諾する旨の通知を旅行者に発した時に成立する。
- イ. 旅行者が、風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて旅行業者の信用を毀損し若しくは当該旅行業者の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったときは、旅行業者は、契約の締結に応じないことがある。
- ウ. 旅行業者が電話による契約の予約を受け付け、当該予約の承諾の旨を通知した場合において、旅行者が所定の期間内に申込金を提出しない場合又は会員番号等を通知しない場合は、旅行業者は、予約がなかったものとして取り扱う。
- エ. 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の有するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないときは、旅行業者は、契約の締結に応じないことがある。

(4) 募集型企画旅行契約の部「契約書面の交付」「確定書面」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、確定書面を交付する場合において、旅行者から旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合、旅行開始日までの契約書面に定める日までに、確定書面を旅行者に交付する。
- イ. 旅行業者は、契約書面に確定された旅行日程、運送若しくは宿泊機関の名称のすべてを記載した場合は、あらためて確定書面を交付することを要しない。
- ウ. 契約書面とは、旅行業者が旅行者と契約を締結しようとするときに、当該旅行者に対して交付する書面をいう。
- エ. 旅行業者が旅行者に確定書面を交付した場合には、旅行業者が契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定される。

(5) 募集型企画旅行契約の部「契約内容の変更」「旅行代金の額の変更」「旅行者の交替」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行を実施するに当たり利用する運送機関について適用を受ける運賃・料金が、著しい経済情勢の変化等により、旅行の募集の際に明示した時点において有効なものとして公示されている適用運賃・料金に比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額される場合においては、旅行業者は、その増額される金額の範囲内で旅行代金の額を増加することができる。
- イ. A市からB市への移動に際し、契約書面に記載した利用予定の航空便が運休になり、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ずA市に宿泊することになった場合において、それに伴って旅行の実施に要する費用の増加が生じたときは、旅行業者は、当該変更に係る理由を旅行者に説明し、その増加する費用の範囲内において旅行代金の額を変更することがある。
- ウ. 旅行業者の承諾を得て、当該旅行業者と契約を締結した旅行者の契約上の地位を譲り受けた第三者は、当該旅行者の契約に関する一切の権利及び義務を承継するものとする。
- エ. 旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行業者は、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由および当該事由との因果関係を説明し、かつ、旅行者の承諾を得た後でなければ契約の内容を変更することができない。

(6) 募集型企画旅行契約の部「旅行者の解除権」に関する次の記述のうち、旅行者が旅行開始前に契約を解除するに当たって、取消料の支払いを要するものをすべて選びなさい（いずれも取消料の支払いを要する期間内の解除とする。）。

- ア. 旅行者が自宅から旅行の開始地である集合場所へ向かうために利用した交通機関が大幅に遅延したことにより、確定書面に記載された出発時刻に間に合わないことが判明し、当該旅行への参加が不可能となったことから、当該交通機関の遅延証明書の交付を受け、旅行業者に申し出たとき。
- イ. 東京駅から新大阪駅までの利用列車として「新幹線のぞみ号 グリーン車利用」と契約書面に記載されていたが、旅行業者の手配ミスにより、「新幹線のぞみ号 普通車指定席」に変更されたとき。
- ウ. 契約書面に「Aレストランでイタリア料理の昼食」と記載されていたが、旅行業者によって「Bレストランでイタリア料理の昼食」に変更されたとき。
- エ. 契約書面には「A航空 羽田空港発 宮古空港行き 直行便利用」として記載されていたが、手配済みのA航空の直行便が運航中止になり、確定書面では、同じA航空の羽田空港発 那覇空港乗継ぎ 宮古空港行きに変更されたとき。

(7) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の解除権等―旅行開始前の解除」に関する次の記述のうち、旅行開始前に解除できないものを1つ選びなさい（いずれも解除に係る旅行者への理由の説明は行うものとする。）。

- ア. スキーを目的とする国内旅行における必要な降雪量等の旅行実施条件であって契約の締結の際に明示したものが成就しないおそれが極めて大きいとき。
- イ. 旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
- ウ. 1泊2日の国内旅行において、参加する旅行者の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったため、当該旅行を中止する旨を旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目に当たる日に旅行者に通知したとき。
- エ. 天災地変等、旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(8) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の解除権―旅行開始後の解除」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい（いずれも解除に係る旅行者への理由説明は行うものとする。）。

- ア. 旅行業者は、天災地変等の当該旅行業者の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったことから、契約の一部を解除したときは、旅行代金のうち旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分に係る金額から、当該旅行サービスに対して取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額を差し引いたものを旅行者に払い戻す。
- イ. 旅行業者は、航空機の欠航により旅行の継続が不可能となったときは、契約の一部を解除することがある。
- ウ. 旅行業者は、旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないときは、契約の一部を解除することがある。
- エ. 旅行者が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による旅行業者の指示への違背により団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合において、旅行業者が契約の一部を解除したときは、旅行者がいまだその提供を受けていない旅行サービスに関する旅行業者の債務については、有効な弁済がなされたものとする。

(9) 募集型企画旅行契約の部「旅行代金の払戻し」「契約解除後の帰路手配」に関する次の記述のうち、正しいものをすべて選びなさい。

- ア. 旅行開始後に旅行業者が契約の一部を解除した場合において、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行業者は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に旅行者に対し当該金額を払い戻す。
- イ. 旅行業者は、旅行者が病気、必要な介助者の不在その他の事由によって旅行開始後に契約を解除したときは、旅行者の求めに応じて、旅行者が当該旅行の出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配を引き受けるが、この場合において、旅行者が出発地に戻るための旅行に要する一切の費用は、旅行者の負担とする。
- ウ. 旅行業者の過失により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になり旅行者が行き開始前に契約を解除したとき、旅行業者は、既に収受している旅行代金を旅行者に対し所定の期日までに払い戻すことにより、損害賠償責任を免れる。
- エ. 旅行業者は、通信契約が解除された場合であって、旅行者に対し払い戻すべき金額が生じたときは、提携会社のカード会員規約に従って、旅行者に対し当該金額を払い戻すが、この場合において、旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して 30 日以内に旅行者に対し払い戻すべき額を通知するものとし、旅行者に当該通知を行った日をカード利用日とする。

(10) 募集型企画旅行契約の部「旅程管理」「旅行業者の指示」「添乗員等の業務」「保護措置」に関する次の記述のうち、誤っているものをすべて選びなさい。

- ア. 旅行者は、旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための旅行業者の指示に従わなければならない。
- イ. 旅行業者は、宿泊を伴うすべての国内旅行に添乗員その他の者を同行させ、旅程管理業務その他当該旅行に付随して旅行業者が必要と認める業務の全部又は一部を行わせなければならない。
- ウ. 旅行業者は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがある。この場合において、当該措置に要した費用は、当該旅行業者の責任の有無にかかわらず、旅行業者が負担する。
- エ. 旅行業者は、旅程管理の措置を講じたにもかかわらず契約内容を変更せざるを得ないときは代替サービスの手配を行うが、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること等、契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力する。

(11) 募集型企画旅行契約の部「旅行業者の責任」「旅行者の責任」に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、契約の履行に当たって、旅行業者の過失により旅行者に損害（手荷物について生じた損害を除く。）を与えたときは、損害発生の日から起算して1年以内に当該旅行者から旅行業者に対して通知があったときに限り、その損害を賠償する責めに任じる。
- イ. 旅行業者は、契約の履行にあたって、旅行業者の手配代行者の重大な過失により旅行者の手荷物に損害を与えたときは、旅行者1名につき15万円を限度として賠償する。
- ウ. 旅行者の過失により旅行業者が損害を被った場合でも、その過失が重大なものでないときは、当該旅行者はその損害を賠償する責に任じない。
- エ. 旅行者は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を旅行業者、旅行業者の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならない。

(12) 受注型企画旅行契約の部に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 「企画書面」とは、旅行業者が、参加する旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件に関する企画の内容を記載した書面をいう。
- イ. 旅行業者は、旅行中の旅行者が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講ずることがあるが、この場合において、当該措置に要した費用は、当該旅行業者の責任の有無にかかわらず、旅行業者が負担する。
- ウ. 宿泊を伴う国内旅行（貸切船舶を利用する場合を除く。）において、旅行業者が契約書面に旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示した場合において、旅行者が自己都合により旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前に当該契約を解除するときは、旅行業者に対し、企画料金に相当する金額の取消料を支払って契約を解除することができる。
- エ. 旅行業者は、企画書面において旅行代金の内訳として企画料金の金額を明示した場合は、契約書面に当該金額の明示を要しない。

(13) 受注型企画旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者と契約を締結した旅行者は、旅行業者の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができる。
- イ. 国内旅行で利用する旅館の宿泊料金が、著しい経済情勢の変化等により、契約を締結した時点のものに比べて、通常想定される程度を大幅に超えて増額されたときは、旅行業者は、所定の期日までにその旨を旅行者に通知して旅行代金の額を増額することができる。
- ウ. 旅行者は、旅行業者に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の契約の内容を変更するよう求めることができる。この場合において、旅行業者は、可能な限り旅行者の求めに応じる。
- エ. 旅行業者は、団体・グループ契約において、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではない。

(14) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい（いずれも変更補償金を支払う場合に、その額は約款が定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。）。

- ア. 旅行業者が、契約内容の重要な変更が生じたことにより、旅行者に変更補償金を支払った後、当該変更について旅行業者に責任が発生することが明らかになった場合には、旅行業者は当該変更に係る変更補償金に加え損害賠償金を支払わなければならない。
- イ. 旅行業者が、変更補償金の支払いが必要となる契約内容の重要な変更が1件生じたことを旅行開始日に旅行者に通知した場合、旅行業者は、旅行代金に約款に定める旅行開始後の1件あたりの率を乗じた額以上の変更補償金を旅行者に対して支払う。
- ウ. 旅行業者は、契約内容の重要な変更が生じた場合であって、当該変更が手配代行者の過失によるものであることが明らかなきときは、旅行者に対して変更補償金を支払わない。
- エ. 確定書面に記載した宿泊予定の旅館の過剰予約受付により、旅行開始前に旅行業者が当該旅館を他の旅館に変更したため、旅行者が契約を解除した場合、旅行業者は当該旅行者に対して変更補償金を支払わない。

(15) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「旅程保証」に関する次の記述のうち、変更補償金の支払いを要するものを1つ選びなさい（いずれも変更補償金を支払う場合に、その額は約款が定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。）。

- ア. 確定書面に「新千歳空港発 福岡空港行きA航空直行便」と記載していたが、航空会社の過剰予約受付により、「A航空の新千歳空港発羽田空港乗り継ぎで福岡空港着」に変更したとき。
- イ. 確定書面に「北陸新幹線かがやき号普通車指定席」と記載していたが、旅行開始後、乗車する列車の車両故障により、後続の「北陸新幹線はくたか号自由席」に変更したとき。
- ウ. 確定書面に「Aホテル」利用と記載していたが、当該ホテルが集中豪雨の影響によって建物の一部が浸水したために、客室の一部が使用できなくなり、営業しているにもかかわらず、客室に不足が生じ、契約書面に記載のある「Bホテル」に変更したとき。
- エ. 確定書面には、「第2日目：A公園を散策」と記載されていたが、実際にはA公園の散策を第3日目に変更したとき。

(16) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償」「特別補償規程」に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、添乗員、旅行業者の使用人又は代理人による解散の告知が行われない場合であって、旅行日程に定める最後の運送・宿泊機関等が鉄道である場合、旅行者が列車降車後、駅改札へ向かうホームの階段で足を踏み外し傷害を被り入院したときは、特別補償規程に定める入院見舞金を支払わない。
- イ. 旅行業者が損害賠償責任を負うときは、その責任に基づいて支払うべき損害賠償金の額の限度において、旅行業者が支払うべき特別補償規程に定める補償金は、当該損害賠償金とみなす。
- ウ. 旅行業者が損害補償金を支払うべき携帯品の損害について、旅行者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合には、その損害賠償請求権は、旅行業者が当該旅行者に支払った損害補償金の額の限度内で、旅行業者に移転する。
- エ. 旅行者があらかじめ定められた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び復帰の予定日時をあらかじめ旅行業者に届け出ていたときは、離脱の時から復帰の予定の時までの間は「企画旅行参加中」とする。

(17) 募集型企画旅行契約の部及び受注型企画旅行契約の部「特別補償規程」に関する次の記述のうち、入院見舞金、通院見舞金又は携帯品損害補償金の支払いの対象となるものを1つ選びなさい。

(注1) 旅行者が入院見舞金又は通院見舞金の支払いを要する場合において、それ以外に支払うべき補償金等はないものとする。

(注2) 携帯品損害補償金を支払う場合は、約款に定める支払いが必要な最低額を上回っているものとする。

ア. バスセンター待合室の座席に置き忘れて行方不明となったショルダーバック

イ. 旅行日程に定められた自由行動中に盗難にあったクレジットカード

ウ. 国内企画旅行参加中に発生した地震により被った傷害による3日間の入院

エ. 企画旅行の日程に含まれているハンググライダー搭乗中、離陸の際に発生した事故によって被った傷害の治療のための10日間の入院

(18) 手配旅行契約の部に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

ア. 旅行者が、旅行者に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為を行ったときは、契約の締結に応じないことがある。

イ. 旅行者は、団体・グループ手配において、旅行開始後に契約責任者から構成者の変更の申出があった場合、これに応じない。

ウ. 旅行者は、手配旅行契約の履行に当たっては、本邦内の旅行サービスの手配についてのみ、手配の全部又は一部を他の旅行者、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることができる。

エ. 旅行者は、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂その他の事由により旅行代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に旅行者にその旨を通知しなければならない。

(19) 手配旅行契約の部に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

ア. 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないことから、旅行者が当該旅行者との契約を解除したときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当該旅行者に対し、所定の取消手続料金及び当該旅行者が得るはずであった旅行業務取扱料金を支払わなければならない。

イ. 「旅行代金」とは、旅行者が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用のみをいう。

ウ. 旅行者が善良な管理者の注意をもって宿泊サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく旅行者の債務の履行は終了し、宿泊サービス提供機関が満員との事由によって契約を締結できなかった場合であっても、旅行者が手配旅行契約の義務を果たしたときは、旅行者は旅行者に対し、旅行者所定の旅行業務取扱料金を支払わなければならない。

エ. 旅行者は、運送サービスの手配のみを目的とする契約であって、旅行代金と引換えに当該運送サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあり、この場合において、契約は、旅行者が契約の締結を承諾した時に成立するものとする。

(20) 旅行相談契約の部に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 旅行業者は、旅行者の相談内容が旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるとの理由だけでは、契約の締結を拒否することはできない。
- イ. 旅行業者が旅行者の委託により契約に基づき作成した旅行の計画に記載した運送・宿泊機関等について、満員等の事由により、運送・宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合、旅行業者は、既に収受していた相談料金を旅行者に払い戻さなければならない。
- ウ. 旅行業者が、相談料金を収受することを約して、旅行者の委託により旅行地及び運送・宿泊機関等に関する情報提供のみを行う業務を引き受けることは、旅行相談契約に該当する。
- エ. 旅行業者は、契約の履行に当たって、旅行業者が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害発生の日から起算して3月以内に当該旅行業者に対して文書にて通知があったときに限り、その損害を賠償する責に任じる。

2. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. バス会社は、旅行業者が手配旅行の実施のため、バス会社に旅客の運送を申し込む場合には、当該旅行業者を契約責任者として運送契約を結ぶ。
- イ. 旅客が車中で泥酔し、他の旅客の迷惑となるおそれがあることから、バス会社がある後、運送の継続を拒絶したときは、バス会社は当該旅客について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなす。
- ウ. バス会社は、乗車券の券面に記載した配車日時に所定の配車をした場合において、天災その他やむを得ない事由による場合を除き、配車時刻から30分を経過しても旅客が乗車についての意思表示をしないときには、当該車両についての当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなす。
- エ. バス会社は、天災その他当該バス会社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときであっても、これにより旅客が受けた損害を賠償する責に任じる。

3. 海上運送法第9条第3項の規定に基づく標準運送約款（フェリーを含む一般旅客定期航路事業に関する標準運送約款）に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. フェリー会社は、旅客が指定便に係る乗船券について当該指定便の発航後に乗船船便の変更を申し出た場合には、当該乗船券の券面記載の乗船日に発航する他の船便の輸送力に余裕がある場合限り、当該乗船券による2等船室への乗船変更の取扱いに応じる。
- イ. 旅客は、海上運送法に規定する旅客名簿に、事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の可否を記載しなければならない。
- ウ. フェリー会社は、法令の規定によるほか、天災、火災、海難、使用船舶の故障その他のやむを得ない事由が発生した場合、予定した船便の発航の中止又は使用船舶、発着日時、航行経路若しくは発着港の変更の措置をとることがある。
- エ. フェリー会社は、旅客が、船員等の指示に従い、乗船手続き完了時から下船港の乗降施設を離れた時までの間に、その生命又は身体を害した場合は、運送人が運送に関し注意を怠らなかったことを証明した場合を除き、これにより生じた損害について賠償する責任を負う。

4. 旅客鉄道会社（JR）の旅客営業規則に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア. 大口団体とは、専用臨時列車を一口の団体だけで利用する場合（旅客鉄道会社の定める両数以上を利用するときを含む。）の団体旅客をいい、小口団体とは大口団体以外の団体であって、当該団体の構成人員によってA小口団体とB小口団体に区分される。
- イ. 旅客は、道路交通法で定める盲導犬であって、当該旅客が盲導犬使用者証を所持し当該盲導犬がハーネスをつけている場合に限って、有料手回り品として車内に随伴することができる。
- ウ. 小児の寝台料金は、大人の寝台料金を折半し、10円未満のは数を切り捨てて10円単位とした額とする。
- エ. 旅客鉄道会社は、団体乗車券を発売する場合、訪日観光団体については、普通旅客運賃の団体割引率を、第1期1割引、第2期1割5分引とする。

5. モデル宿泊約款に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア. 宿泊客が、宿泊中に宿泊契約締結の際に申し出ていた宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、ホテル（旅館）は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理する。
- イ. ホテル（旅館）が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金を申し受ける。
- ウ. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品がホテル（旅館）に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、ホテル（旅館）は当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとする。ただし、所有者の指示がない場合又はその所有者が判明しないときは、ホテル（旅館）は、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届ける。
- エ. 宿泊客がホテル（旅館）の駐車場を利用する場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当該ホテル（旅館）は場所を貸すものであって、いかなる場合も車両の管理責任を負わない。

<以 上>